



平成19年12月10日

各 位

会社名 株式会社トプコン
代表者名 取締役社長 横倉 隆
(コード番号 7732 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役 兼専務執行役員
総務・経理グループ統括
沖田 和夫
電 話 03(3558)2536

株式会社ソキア株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社トプコン（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成19年12月10日開催の取締役会において、株式会社ソキア（コード番号：7720 東証第一部、以下、「対象者」といいます。）の普通株式を、対象者を完全子会社化することを目的とした公開買付け（以下、「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

当社は、本公開買付け及びその後の一連の手続により対象者を完全子会社化することを予定しております。

記

1. 買付け等の目的

(1) 公開買付けの概要、経緯

当社は、今般、対象者の発行済普通株式の全て（当社が既に所有している対象者株式及び対象者の自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

当社は、測量機器、眼科・眼鏡機器、産業・精密光学機器の製造・販売事業を営み、平成19年3月期における総資産（連結）998億円、売上高（連結）1,104億円であり、平成16年3月期から4期連続で過去最高売上高（連結）を更新しています。このうち測量機器事業による平成19年3月期の売上高（連結）は536億円で、全社売上高（連結）の約49%を占める当社最大の事業領域です。当社は、測量機器の総合メーカーとして、欧米の大手メーカー2社と並ぶグローバル企業として事業を行ってまいりました。当社は、これまで培ってきたグローバル・ネットワークを活用して欧米での販売を拡大するとともに、GPS、マシンコントロール、トータルステーション、レーザー応用機器という測量機器製品のフル・ラインナップを支える技術優位性をさらに向上するため、米国・ロシアなど先端技術を有する海外開発拠点に積極投資してまいりました。平成19年度からの中期経営計画

では、平成22年3月期における測量機器事業による売上高（連結）820億円を目標とし、世界的な測量機器メーカーとしてさらに飛躍することを目指しています。

一方、対象者は、測量機器、計測機器の製造・販売事業を営み、平成19年3月期における総資産（連結）279億円、売上高（連結）224億円です。対象者は、1920年（大正9年）の創業以来、伝統的な日本の「ものづくり」の担い手として「はかる技術」を探求し、個々のユーザー・ニーズや地域特性に応じた高付加価値・高品質の測量機器製品を提供してきました。製品では、角度・距離計測を利用して位置計測を行うトータルステーションを中心に取り扱い、また、GPSについても海外企業との合弁により製造・販売を行っております。対象者は、現在取り組んでいる中期経営計画において、企業基盤の強化を進めるとともに、成長の追求とさらなる安定収益構造の強化に向けて機器販売からソリューション提供への転換を柱とする重点施策を実行し、平成20年3月期における売上高（連結）260億円を目指しています。

しかしながら、両社を取り巻く市場環境は決して楽観視できるものではなく、欧米の大手メーカーが世界規模のM&Aを繰り返し急ピッチで事業規模を拡大し、他方では中国の新興メーカーが低価格を武器に続々と世界市場へ進出してきました。当社及び対象者は、グローバルに展開される測量機器市場において、高い技術力・ブランド力に加え豊富な資金力を有する大手欧米メーカーと、技術力の追従著しく、高い価格競争力を併せ持つ新興中国メーカーの双方と、今後、これまで以上に熾烈な競争を強いられることが予想されます。競争が激化する測量機器市場において、当社及び対象者が単独で事業を継続するとした場合に、両社それぞれが現在のマーケット・プレゼンスを維持し続けることは容易ではなく、さらにはそれぞれが抱える研究開発投資資源の制約等から欧米・アジアの有力メーカーの後塵を拝するような状況となりうることも懸念されます。

このような状況認識を踏まえ、当社及び対象者は、両社の経営統合について検討してまいりました。その結果、両社は個別の経営努力をもって事業を展開するよりも、経営統合により両社の優れた技術力や熟練した人材等を相互に活用して事業展開を図ることで、欧米・アジアの有力メーカーと将来に亘って伍して渡り合える測量機器の総合メーカーとして一層発展へのポテンシャルを高めることができる、また、これを以って企業価値すなわち株主価値の向上につなげることができるとの共通認識に至りました。両社は、統合する相手としてお互いが最良のパートナーであって、両社の株主のみならず、取引先・従業員を含む全てのステイク・ホルダーにとって、両社の経営統合が最良の選択であることを確信しています。

このような認識のもと、当社は、両社の歴史的背景を尊重しつつ、それぞれの持つ資源を活用して製品に対する顧客満足度を向上させることにより、「国際的競争力を有する測量機器・計測機器事業体」を実現させることを目的として、対象者との間で、平成19年3月16日付で、当社及び対象者の主要事業である測量機器事業において経営統合（以下、「本経営統合」といいます。）を行う旨の合意に至りました。そして、当社及び対象者は、公正取引委員会に対して当社による対象者の株式取得に関する事前相談を行ってまいりましたが、平成19年12月10日に、当社及び対象者が講じるこ

ととしている後述の措置（以下、「本問題解消措置」といいます。）が確実に実施されれば、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下、「独占禁止法」といいます。）の規定に違反することとはならないと判断した旨の回答を公正取引委員会から得ましたので、当社は、対象者との間で、同日付で、本経営統合の概要等について規定する基本合意書を締結いたしました。当社は、同基本合意書に基づき、対象者の発行済普通株式の全てを取得し、対象者を完全子会社化することを目的として、本公開買付けを実施いたします。

（2）本公開買付けにおける条件の概要

本公開買付けは、上述のとおり、対象者の発行済普通株式の全てを取得することを目的とするものです。そのため、当社は、本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定しておりませんが、応募株券等の総数が17,326,000株に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限を設定しております。

本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、近時の市場株価よりも有利な価格にてその保有する株式を売却する機会を提供するものです。当社は、当社の財務アドバイザーであるアライド株式会社（以下、「アライド」といいます。）による対象者の株式価値の評価結果に加え、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、本問題解消措置の内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり640円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における平成19年12月7日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値450円（小数点以下を四捨五入）に対して約42%（小数点以下を四捨五入）のプレミアムを、同年12月7日の終値497円に対して約29%（小数点以下を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

（3）本公開買付け後の経営及び事業再編等の方針

当社と対象者は、平成23年4月1日までに本経営統合を完了させることを最終的な目標といたします。本経営統合完了後の事業体制においては、当社はGPS及びマシンコントロールの開発・製造・販売、トータルステーション及び一般測量機器の販売（日本国内におけるモーター非搭載型トータルステーションの販売を除きます。）並びにグローバル事業企画機能を担い、対象者はトータルステーション及び一般測量機器の開発・製造を担う予定です。対象者は、当社の子会社となった後最初に開催される株主総会において、商号を「株式会社ソキア・トプコン」に変更する旨の定款変更議案を付議する予定ですが、「ソキア」ブランドは当面の間存続させる予定です。当社及び対象者は、トータルステーションのプラットフォームを平成22年度末を目処に共通化するとともに、モーター搭載型トータルステーションの小型・軽量化及び差別化、3D計測機器（スキャナーなど）の土木施工分野及び計測分野への展開に関して、相互に協力して注力する予定です。このような最終目標を実現し、本経営統合の目的を達成するために、当社は、本公開買付けが成立した場合、本経営統合の具体的な実施計画の立案・推進を担当する両社合同の統合推進委員会（仮称）を新設する予定で

す。当社は、両社の技術力とリソースを最適配分することにより事業構造を改革し、モーター搭載型トータルステーション及び一般測量機器、GPS、マシンコントロール、計測機器を含む精密測定機器の各マーケットにおいてグローバル・リーディング・カンパニーとなることを目指します。

当社は、本経営統合を通じて下記の相乗効果を実現すべく抜本的経営改革を遂行し、新しい経営環境下において持続可能な成長を実現するための経営体制を確立していく所存です。

- ①グループ経営全体の最適化・効率化
- ②設備投資の選択と集中
- ③調達・生産コストの削減
- ④事業を推進する上での適正な人員配置

また、本公開買付けが成立した場合、当社及び対象者の円滑かつ迅速な融合を図るべく、当社は、対象者の現任の取締役のうち1名を速やかに当社の顧問とし、当該顧問を当社の取締役に選任する議案を平成20年6月に開催する予定の当社の定時株主総会に付議する予定です。また、対象者は、当社が指名する少なくとも2名を取締役（うち1名は非常勤取締役）に選任する議案を平成20年6月に開催する予定の対象者の定時株主総会に付議する予定です。

（4）独占禁止法への対応

当社は、当社による対象者の株式取得に関する公正取引委員会への事前相談において公正取引委員会から指摘を受けた独占禁止法上の懸念を解消する措置として、当社が現に製造する、又は当社もしくはその関連会社が爾後開発（仕様変更を含みます。）・製造するモーター非搭載型トータルステーション（以下、「OEM製品」といいます。）を、その日本国内の販売について、株式会社TJMデザイン（以下、「TJM」といいます。）に対して独占的にOEM供給する旨のOEM取引契約（以下、「本OEM契約」といいます。）をTJMとの間で締結しております。当社は、本OEM契約に基づき、本公開買付けの成立を条件として、平成20年2月からTJMに対してOEM製品の供給を開始いたします。TJMとのOEM取引期間は、OEM製品の供給開始から当初5年間とし、TJMから取引終了の申出がない限り自動的にさらに1年間ずつ延長されます。また、当社は、TJMに対するOEM製品の供給価格を、対象者の株式取得後3年間は、特段の事情変更がない限り、当社の販売子会社への現行仕切価格と同じ価格で据え置くこととし、さらに、同期間中は、当社等が製造するOEM製品と対象者が製造するモーター非搭載型トータルステーションに係る情報が両社の間で共有されることのないように情報遮断措置を講じることとします。TJMとのOEM取引期間中、本公開買付けによって当社の子会社となる対象者が開発・製造し、販売するモーター非搭載型トータルステーションを除き、日本国内におけるOEM製品の販売はTJMによって独占的に行われ、当社及びその関連会社（本公開買付けによって当社の子会社となった場合の対象者を除きます。）はモーター非搭載型トータルステーションの販売を行わないこととなります。

なお、平成19年3月期における当社グループによるモーター非搭載型トータルステーションの日本国内の販売実績は約23億円であり、本OEM契約に伴う当社の連結及び個別業績への影響は軽微であります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果によっては、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者の株券が所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けによっては同基準に該当しない場合でも、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換その他の適切な方法（以下、「本完全子会社化手続」といいます。）により、本公開買付けの後に対象者を完全子会社化する場合には、同基準に従い、対象者の株券は上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の株券を東京証券取引所において取引することができなくなり、対象者の株式を売却することが困難になることが予想されます。なお、本公開買付けには、応募株券等の総数が17,326,000株（対象者の平成20年3月期（第63期）半期報告書（平成19年12月6日提出）に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数（35,790,289株）から同日現在の自己株式数（1,136,518株）を控除した株式数（34,653,771株）の約50.00%）に満たない場合には応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の下限を設定しておりますので、その場合には本公開買付けは不成立となります。本公開買付けが不成立となった場合の方針については未定です。

(6) 上場廃止を目的とする理由

当社は、上述のとおり、両社が保有する技術力とリソースを最適配分することにより事業構造を改革し、国際的競争力を有する測量機器・計測機器事業体となることを本経営統合の最終的な目標としています。本公開買付けは、上場廃止自体を目的とするものではありませんが、当社は、本経営統合の実現に係る事業再編のプロセスを円滑かつ効率的に推進するためには、対象者を当社の完全子会社とすることが必要であり、ひいてはそれが両社の株主の利益にも資するものと考え、対象者を完全子会社化することを目的として本公開買付けを実施するものです。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付け開始前の、当社と対象者の株主との間における、本公開買付けへの応募に係る重要な合意は存在しませんが、対象者の株主であるジャパン・リカバリー・ファンドⅡの業務執行組合員であるフェニックス・キャピタル株式会社は、平成19年3月16日付プレスリリース「株式会社ソキアによる株式会社トプコンとの経営統合について。」において、本経営統合について、対象者の企業価値向上に資するものと判断しこれを支持する立場である旨を公表しております。

なお、対象者は、平成19年12月10日開催の取締役会において、第三者算定機関である大和証券エスエムビーシー株式会社による対象者株式の価値の分析結果を参考としつつ、本公開買付けにおける買付価格の妥当性や本公開買付けに関する諸条件について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー、対象者の株価・出来高の推移等様々な観点から慎重に検討した結果、本公開買付け及びその後の当社による対象者の完全子会社化が対象者の企業価値向上に寄与するものであるとともに、対象者の株主に対しても当社及び対象者との間の組織再編後に予想される対象者のシナジー等を勘案した上でも、合理的な価格により対象者株式を売却する機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同する旨の決議をしております。

(8) いわゆる二段階買収に関する事項

当社は、対象者を完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合は、税務・会計上の影響及び米国証券法上の届出・開示義務の有無等を勘案の上、本完全子会社化手続により、本公開買付けの後に対象者を完全子会社化することを予定しています。

本完全子会社化手続の時期、具体的な方法、並びに本完全子会社化手続に際して対象者の株主に対してその株式に代わり交付することとなる金銭等（当社の株式を含みます。）の内容及び数又は額の詳細は現段階では未定ですが、当該金銭等（当社の株式を含みます。）の経済的価値は、本公開買付けにおける買付価格を基準として、今後当社と対象者が実施する企業価値評価の結果に、本公開買付け終了後の対象者の市場株価動向、当社と対象者の当面の業績推移その他の要因等を加味し、当社と対象者それぞれの株主の利益に十分配慮して、本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定する予定です。本公開買付け終了後に決定する本完全子会社化手続の条件によっては、本完全子会社化手続によって対象者の株主が受け取る金銭等（当社の株式を含みます。）の経済的価値が本公開買付けにおける買付価格と異なることもありえます。本公開買付けは、対象者の株主にとって、本公開買付けに応じて対象者の株式を売却することにより、本完全子会社化手続により対価を受領する場合に比べ、対価を金銭の形で早期に受領することを可能とするものです。なお、本完全子会社化手続に際して、対象者の株主が、法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株あたりの買取価格についても、本公開買付けにおける買付価格と異なる可能性があります。本公開買付け、本完全子会社化手続、及び本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますようお願いいたします。

2. 本公開買付けの概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社ソキア
② 事業内容	測量機器、計測機器の製造・販売等
③ 設立年月日	大正9年4月16日
④ 本店所在地	神奈川県厚木市長谷260番地63
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊藤 仁
⑥ 資本金	5,897百万円（平成19年9月30日現在）

⑦ 大株主及び持株比率 (平成 19 年 9 月 30 日現在)	ジャパン・リカバリー・ファンド II (業務執行組合員 フェニックス・キャピタル株式会社) 20.12% サミュエル H. エリス (Samuel H. Ellis) 5.88% 株式会社三井住友銀行 4.78% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 3.26% 三井生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 2.69% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 2.63% ビーエヌピー パリバ セキュリティーズ サービス ルクセンブルグ ジャスデック セキュリティーズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店) 2.56% ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行) 2.54% 三菱東京 UFJ 証券株式会社 2.16% ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイビービー セグリゲイテッド クライアント アカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社証券業務部) 2.05%								
⑧ 買付者と対象者の 関係等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="534 817 710 862">資本関係</td> <td data-bbox="710 817 1426 862">当社は、ソキア株式を 1,000 株保有しております。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 862 710 907">人的関係</td> <td data-bbox="710 862 1426 907">該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 907 710 952">取引関係</td> <td data-bbox="710 907 1426 952">該当事項はありません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="534 952 710 1010">関連当事者への 該当状況</td> <td data-bbox="710 952 1426 1010">該当事項はありません。</td> </tr> </table>	資本関係	当社は、ソキア株式を 1,000 株保有しております。	人的関係	該当事項はありません。	取引関係	該当事項はありません。	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。
資本関係	当社は、ソキア株式を 1,000 株保有しております。								
人的関係	該当事項はありません。								
取引関係	該当事項はありません。								
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。								

(注) 対象者の概要に関する情報は、対象者が平成 19 年 12 月 6 日に提出した平成 20 年 3 月期(第 63 期) 半期報告書に基づき記載しております。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 12 月 11 日 (火曜日) から平成 20 年 1 月 29 日 (火曜日) まで (30 営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 1 株につき、640 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するに際して参考とするため、当社の財務アドバイザーであるアライドに対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。アライドは、以下のとおり、市場株価平均法及びディスカунティッド・キャッシュフロー法 (以下、「DCF 法」といいます。) による評価結果、本経営統合に伴うシナジー効果並びに本問題解消措置に伴う影響等を総合的に勘案の上、対象者の普通株式 1 株当たりの価値の算定を行いました。

まず、アライドは、当社及び対象者が提供した対象者の財務情報及び財務予測並びに対象者株式の市場価格動向その他の一般に入手し得る情報等を踏まえて、市場株価平均法及び DCF 法により以下の評価結果を導出しました。

- ・市場株価平均法 383 円から 517 円
- ・DCF 法 428 円から 608 円

アライドは、さらに、本経営統合に伴い対象者との間で生み出されるシナジー効果として、主として両社で重複する管理費用の削減及び購買能力向上による調達費用の削減に着目し、DCF 法によりその価値を評価し、また、本問題解消措置に伴い外部へ流出することとなる経済的価値について分析し、DCF 法によりその価値を評価しました。アライドは、本経営統合に伴うシナジー効果の価値の一部及び本問題解消措置に伴い減殺される価値の一部を対象者の株式価値に加味することは合理的であると判断し、これらの価値を上記各評価手法による評価結果に加味した上で、最終的に対象者の普通株式 1 株当たりの価値を 467 円から 687 円と算定しました。

当社は、アライドによって算定された対象者の株式価値の範囲内で本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討に当たっては、アライドによる算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、本問題解消措置の内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、本公開買付けにおける買付価格を 1 株当たり 640 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける買付価格は、対象者株式の東京証券取引所市場第一部における平成 19 年 12 月 7 日までの過去 3 ヶ月間の終値の単純平均値 450 円（小数点以下を四捨五入）に対して約 42%（小数点以下を四捨五入）のプレミアムを、同年 12 月 7 日の終値 497 円に対して約 29%（小数点以下を四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 算定の経緯

当社は、平成 18 年初頭より、本経営統合の可能性について対象者と協議・検討を重ねて参りました。かかる協議・検討の結果、当社は、グローバルに展開される測量機器市場において、大手欧米メーカーと新興中国メーカーの双方と今後これまで以上に熾烈な競争を強いられることが予想される中において、本経営統合によって当社及び対象者の優れた技術力や熟練した人材等を相互に活用して事業展開を図ることで、欧米・アジアの有力メーカーと将来に亘って伍して渡り合える測量機器の総合メーカーとして一層発展へのポテンシャルを高めることができる、また、これを以って企業価値すなわち株主価値の向上につなげることができるものと判断し、公正取引委員会に対する事前相談により本問題解消措置が確実に実施されれば独占禁止法の規定に違反することとはならないと判断した旨の回答を公正取引委員会から得て、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本公開買付けにおける買付価格を決定いたしました。

i 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、当社及び対象者の関連当事者に該当しない独立した第三者算定機関であるアライドに対し、本公開買付けにおける買付価格の決定に際し参考とする対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 19 年 12 月 7 日にアライドから算定結果を取得いたしました。

ii 意見の概要

アライドは、以下のとおり、市場株価平均法及びDCF法による評価結果、本経営統合に伴うシナジー効果並びに本問題解消措置に伴う影響等を総合的に勘案の上、対象者の普通株式1株当たりの価値の算定を行いました。

まず、アライドは、当社及び対象者が提供した対象者の財務情報及び財務予測並びに対象者株式の市場価格動向その他の一般に入手し得る情報等を踏まえて、市場株価平均法及びDCF法により、以下の評価結果を導出しました。

- ・市場株価平均法 383円から517円
- ・DCF法 428円から608円

アライドは、さらに、本経営統合に伴い対象者との間で生み出されるシナジー効果として、主として両社で重複する管理費用の削減及び購買能力向上による調達費用の削減に着目し、DCF法によりその価値を評価し、また、本問題解消措置に伴い外部へ流出することとなる経済的価値について分析し、DCF法によりその価値を評価しました。アライドは、本経営統合に伴うシナジー効果の価値の一部及び本問題解消措置に伴い減殺される価値の一部を対象者の株式価値に加味することは合理的であると判断し、これらの価値を上記各評価手法による評価結果に加味した上で、最終的に対象者の普通株式1株当たりの価値を467円から687円と算定しました。

iii 第三者による意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、アライドによって算定された対象者の株式価値の範囲内で、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討に当たっては、アライドによる算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、本問題解消措置の内容、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者と協議・交渉した結果等も踏まえて、平成19年12月10日開催の取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり640円と決定いたしました。

③ 算定機関との関係

アライドは、当社又は対象者のいずれの関連当事者にも該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した買付予定数	② 株式に換算した超過予定数
株 券	17,326,000株	—株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等預託証券()	—株	—株
合 計	17,326,000株	—株

- (注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。但し、応募に際しては、株券を提出する必要があります(単元未満株式が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構により保管されている場合には、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。この場合、対象者は、市場価格で当該買取りを行います。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大の数(以下、「最大買付株式数」といいます。)は、対象者の平成20年3月期(第63期)半期報告書(平成19年12月6日提出)に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数(35,790,289株)から、同日現在において対象者が保有する自己株式数(1,136,518株)及び届出書提出日現在において公開買付者が保有する株式数(1,000株)を控除した株式数(34,652,771株)となります。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	17,326個	(買付け等後における株券等所有割合 50.00%)
対象者の総株主の議決権の数	34,181個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)に係る議決権の数です。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成20年3月期(第63期)半期報告書(平成19年12月6日提出)に記載された平成19年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、単元未満株式についても本公開買付けの対象としておりますので、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同半期報告書記載の単元未満株式(473,289株)のうち単元未満自己株式(518株)を除いた株式に係る議決権の数472個を加算した34,653個を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しています。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)以上の場合には応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「買付け等後における株券等所有割合」は最大で100.00%となる可能性があります。なお、最大買付株式数(34,652,771

株)に係る議決権の数は、34,652個です。

(7) 買付代金 11,089百万円

(注) 「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)に1株当たりの買付価格(640円)を乗じた金額を記載しています。なお、応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行うことになり、最大買付株式数(34,652,771株)を全て買い付けた場合の買付代金は22,177,773,440円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成20年2月5日(火曜日)

③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(17,326,000株)以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下、「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

平成 19 年 12 月 11 日 (火曜日)

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、対象者を完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合は、税務・会計上の影響及び米国証券法上の届出・開示義務の有無等を勘案の上、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換その他の適切な方法により、本公開買付けの後に対象者を完全子会社化することを予定しています。

本完全子会社化手続の時期、具体的な方法、並びに本完全子会社化手続に際して対象者の株主に対してその株式に代わり交付することとなる金銭等(当社の株式を含みます。)の内容及び数又は額の詳細は現段階では未定ですが、当該金銭等(当社の株式を含みます。)の経済的価値は、本公開買付けにおける買付価格を基準として、今後当社と対象者が実施する企業価値評価の結果に、本公開買付け終了後の対象者の株価動向、当社と対象者の当面の業績推移その他の要因等を加味し、当社と対象者それぞれの株主の利益に十分配慮して、本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定する予定です。本公開買付け終了後に決定する本完全子会社化手続の条件によっては、本完全子会社化手続によって対象者の株主が受け取る金銭等(当社の株式を含みます。)の経済的価値が本公開買付けにおける買付価格と異なることもありえます。本公開買付けは、対象者の株主にとって、本公開買付けに応じて対象者の株式を売却することにより、本完全子会社化手続により対価を受領する場合に比べ、対価を金銭の形で早期に受領することを可能とするものです。なお、本完全子会社化手続に際して、対象者の株主が、法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の1株あたりの買取価格についても、本公開買付けにおける買付価格と異なる可能性があります。本公開買付け、本完全子会社化手続、及び本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますようお願いいたします。

当社と対象者は、平成 23 年 4 月 1 日までに本経営統合を完了させることを最終的な目標としています。本経営統合完了後の事業体制においては、当社は GPS 及びマシンコントロールの開発・製造・販売、トータルステーション及び一般測量機器の販売(日本国内におけるモーター非搭載型トータルステーションの販売を除きます。)並びにグローバル事業企画機能を担い、対象者はトータルステーション及び一般測量機器の開発・製造を担う予定です。対象者は、当社の子会社となった後最初に開催される株主総会において、商号を「株式会社ソキア・トプコン」に変更する旨の定款変更議案を付議する予定ですが、「ソキア」ブランドは当面の間存続させる予定です。当社及び対象者は、トータルステーションのプラットフォームを平成 22 年度末を目処に共通化するとともに、モーター搭載型トータルステーションの小型・軽量化及び差別化、3D 計測機器(スキ

ャナーなど)の土木施工分野及び計測分野への展開に関して、相互に協力して注力する予定です。このような最終目標を実現し、本経営統合の目的を達成するために、当社は、本公開買付けが成立した場合、本経営統合の具体的な実施計画の立案・推進を担当する両社合同の統合推進委員会(仮称)を新設する予定です。当社は、両社の技術力とリソースを最適配分することにより事業構造を改革し、モーター搭載型トータルステーション及び一般測量機器、GPS、マシンコントロール、計測機器を含む精密測定機器の各マーケットにおいてグローバル・リーディング・カンパニーとなることを目指します。

また、本公開買付けが成立した場合、当社及び対象者の円滑かつ迅速な融合を図るべく、当社は、対象者の現任の取締役のうち1名を速やかに当社の顧問とし、当該顧問を当社の取締役に選任する議案を平成20年6月に開催する予定の当社の定時株主総会に付議する予定です。また、対象者は、当社が指名する少なくとも2名を取締役(うち1名は非常勤取締役)に選任する議案を平成20年6月に開催する予定の対象者の定時株主総会に付議する予定です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

本公開買付けについては、対象者の取締役会の賛同を得ています。

また、公開買付者と対象者は、平成19年12月10日付で、大要以下の内容の基本合意書を締結しています。

- ① 両者の経営統合にあたり、本公開買付けを実施し、本公開買付け及び株式交換その他の適切な方法によって公開買付者が対象者を完全子会社化する。
- ② 公開買付者及び対象者は、平成23年4月1日までに両者の測量機器・計測機器事業の統合を完了させることを目標とし、統合完了後の事業体制において、公開買付者はGPS及びマシンコントロールの開発・製造・販売、トータルステーション及び一般測量機器の販売(日本国内におけるモーター非搭載型トータルステーションの販売を除く)並びにグローバル事業企画機能を担い、対象者はトータルステーション及び一般測量機器の開発・製造を担う。そして、これらを統括する公開買付者のポジショニングビジネスユニットに設けられた、部門全般に係る連携の確保と経営戦略全般の策定を担当するエグゼクティブコミッティに、対象者のマネジメントがその一員として参画する。
- ③ 公開買付者及び対象者は、トータルステーションのプラットフォームを共通化するとともに、モーター搭載型トータルステーションの小型・軽量化及び差別化、3D計測機器(スキャナーなど)の土木施工分野及び計測分野への展開に関して、相互に協力して注力する。
- ④ ②に掲げる事業統合が完了した段階で公開買付者のポジショニングビジネスユニット又は本社従業員と対象者の従業員との労働条件等の統一をはかる。
- ⑤ 対象者の現任の取締役は、原則として平成23年の対象者の定時株主総会まで留任する。
- ⑥ 対象者は、平成20年6月に開催予定の定時株主総会において、公開買付者が指名する少なくとも2名(うち1名は非常勤)を取締役選任議案における候補者とする。

- ⑦ 公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、速やかに対象者の現任の取締役の1名を公開買付者の顧問とし、平成20年6月に開催予定の公開買付者の定時株主総会において、当該顧問を取締役選任議案における候補者とする。
- ⑧ 対象者は、公開買付者の子会社となった後最初に開催される対象者の株主総会において、商号を「株式会社ソキア・トプコン」に変更する旨の定款変更議案を上程する。
- ⑨ 「ソキア」ブランドを当面の間存続させる。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成19年11月8日付プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」において、平成19年5月15日に発表した業績予想の修正を公表しております。当該プレスリリースに基づく、対象者の平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）の中間期及び通期の業績予想数値は以下のとおりです。

i 平成20年3月期（連結）中間業績予想の修正（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益	一株当たり 中間純利益
前回発表予想（A） （平成19年5月15日発表）	百万円 13,000	百万円 1,000	百万円 900	百万円 500	円 銭 14.12
今回修正予想（B）	11,780	1,050	1,290	2,370	68.36
増減額（B－A）	△1,220	50	390	1,870	—
増減率（%）	△9.4%	5.0%	43.3%	374.0%	—
（ご参考） 平成18年9月期実績	11,274	1,016	1,123	561	16.19

ii 平成20年3月期（連結）通期業績予想の修正（平成19年4月1日～平成20年3月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益	一株当たり 中間純利益
前回発表予想（A） （平成19年5月15日発表）	百万円 28,000	百万円 2,600	百万円 2,350	百万円 1,450	円 銭 41.82
今回修正予想（B）	26,000	2,600	2,350	2,820	81.34
増減額（B－A）	△2,000	—	—	1,370	—
増減率（%）	△7.1%	—	—	94.5%	—
（ご参考） 平成19年3月期実績	22,410	1,636	1,833	1,255	36.19

iii 平成20年3月期（個別）中間業績予想の修正（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	中間純利益	一株当たり 中間純利益
前回発表予想（A）	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭

(平成 19 年 5 月 15 日発表)	9,000	450	300	250	7.21
今回修正予想 (B)	8,620	660	730	2,140	61.73
増減額 (B - A)	△380	210	430	1,890	—
増減率 (%)	△4.2%	46.7%	143.3%	756.0%	—
(ご参考) 平成 18 年 9 月期実績	8,442	591	745	535	15.43

iv 平成 20 年 3 月期 (個別) 通期業績予想の修正 (平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	一株当たり 当期純利益
前回発表予想 (A) (平成 19 年 5 月 15 日発表)	百万円 20,000	百万円 1,400	百万円 1,200	百万円 900	円 銭 25.96
今回修正予想 (B)	18,000	1,400	1,200	2,270	65.48
増減額 (B - A)	△2,000	—	—	1,370	—
増減率 (%)	△10.0%	—	—	152.2%	—
(ご参考) 平成 19 年 3 月期実績	16,242	834	1,271	1,108	31.98

- ② 対象者は、対象者の平成 20 年 3 月期 (第 63 期) 半期報告書 (平成 19 年 12 月 6 日提出) において、米国国務省が、平成 19 年 4 月 23 日 (現地時間) に、対象者の全額出資子会社である Sokkia Singapore Pte, Ltd. (以下、「SSG」といいます。) に対し、米国のイラン・シリア不拡散法に基づく制裁措置を実施する旨公表したことが判明した旨、SSG によるイラン及びシリア向けの販売を中止した旨、並びに当該販売中止により対象者グループの第 63 期中間連結会計期間の業績に重大な影響はなかった旨を公表しております。
- ③ 対象者は、平成 19 年 12 月 10 日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月期の期末配当を中止する旨の決議をしております。

以 上

- ※ 当社は、対象者の株主の皆様に対する本公開買付けに関するご連絡、及び当社の特別関係者による対象者株式の所有状況の調査等をするため、対象者の株主名簿を取得しております。
- ※ このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付け説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ※ 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。
- ※ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、法第 167 条第 3 項及び令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（2007 年 12 月 10 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻）から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。